

別府市朝見浄水場集合井室	鉄筋コンクリート造、建築面積一四四一	大分県別府市朝見二一四
別府市朝見浄水場配水池	鉄筋コンクリート造、建築面積九八五平方メートル	大分県別府市朝見二一四
別府市朝見浄水場配水池北出入口	鉄筋コンクリート造、建築面積一三三平方メートル	大分県別府市朝見二一四
別府市朝見浄水場配水池南出入口	鉄筋コンクリート造、建築面積一三三平方メートル	大分県別府市朝見二一四
別府市朝見浄水場配水池	鉄筋コンクリート造、建築面積一七七平方メートル	大分県別府市朝見二一四
小手川家住宅	木造二階建、瓦葺、建築面積二二八平方メートル	大分県別府市大字白杵字浜町五三八

○農林水産省告示第千四百三十四号  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第六の規定に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第百三十八号（イストラエル国産シヤムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレイプフルーツ並びにスウィータイの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成九年九月十六日から施行する。

農林水産大臣 越智 伊平

四の本則中「生果実の」を「イストラエル国内の低温処理施設（以下「低温処理施設」という。）において消毒を行う場合にあつては、生果実の各」に改め、本則を「とし、同四に次のように加える。

（四）海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあつては、船舶の各船倉にはイストラエル国植物防疫機関による封印がなされていること。

（五）海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあつては、各低温処理コンテナにはイストラエル国植物防疫機関による封印がなされていること。

五中「生産地における」を削り、「低温処理施設」の下に、「低温処理船舶及び低温処理コンテナ」を加え、「ア」とし、「イ」とし、「ロ」とし、「ハ」とし、本則を「とし、同五に次のように加える。

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計  
 五、型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

（一）型式承認番号 第九五六一一号  
 二、名称 東芝硝子株式会社  
 三、住所 静岡県静岡市清水区三三三番地  
 四、特定計量器の種類 抵抗体温計

で同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。  
 平成九年九月十六日  
 通商産業大臣 堀内 光雄

で同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。  
 平成九年九月十六日  
 通商産業大臣 堀内 光雄

で同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。  
 平成九年九月十六日  
 通商産業大臣 堀内 光雄

で同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。  
 平成九年九月十六日  
 通商産業大臣 堀内 光雄

で同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。  
 平成九年九月十六日  
 通商産業大臣 堀内 光雄

で同法第百五十九条第一項第五号の規定に基づき、告示する。  
 平成九年九月十六日  
 通商産業大臣 堀内 光雄